C　Have Grade A or B “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency. or in tenders by National Livestock Breeding Center in the fiscal year 2025, 2026, and 2027.

D　Have relevant knowledge and business personnel etc necessary for the execution of the work. As for the qualifications and confirmation time limit for confirming the matters, as stated in the paper for the tender.

E　Other bid participation qualifications are determined by the bid instructions.

⑺　Deadline for Issuance of Bidding Documents : 5 : 00 p.m. August 3, 2026.

⑻　Deadline for Submission of the Equipment List : 5 : 00 p.m. August 5, 2026.

⑼　Deadline for Submission of Proposal : 5 : 00 p.m. August 28, 2026.

⑽　Deadline for Receipt of Bids : 11 : 00 a.m. September 10, 2026.

⑾　Contact point for the notice : Takumi Naito, Administration Division, General Affairs Department, National Livestock Breeding Center, 1 Odakurahara, Odakura, Nishigo-mura, Nishishirakawa-gun, Fukushima 961―8511 Japan. TEL 0248―25―2233 FAX 0248―25―3990
E-mail : tyoutatu@nlbc.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年７月14日
株式会社日本貿易保険
代表取締役社長　黒田　篤郎

◎調達機関番号　434　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　貿易保険ポータルシステムの構築・保守業務に係る調達一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び調達仕様書による

⑷　履行期間　入札説明書及び調達仕様書による

⑸　履行場所　入札説明書及び調達仕様書による

⑹　入札方法　入札説明書及び調達仕様書による

2　競争参加資格

⑴　下記①及び②に該当しない者であること。

①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

イ）　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

ホ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

ヘ）　前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

⑵　上記②に該当する者を入札代理人として使用する者を入札に参加させない。

⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、令和７・８・９年度経済産業省競争参加者資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされている者であって関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、適合証明書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有する者であること。なお、特別な理由により、株式会社日本貿易保険が参加を認める者はこの限りではない。

⑷　入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒101―8359 東京都千代田区西神田３―８―１千代田ファーストビル東館　株式会社日本貿易保険システム部ＤＸ推進グループ　電話 03―3512―7700
メール　nexi-sys-procurement@nexi.go.jp

⑵　入札説明会、入札説明書交付の日時及び場所　令和８年７月21日15時から、株式会社日本貿易保険５階大会議室

⑶　提案書・適合証明書の受領期限　令和８年８月28日17時まで（郵送による場合は必着のこと。）

⑷　入札書の受領期限　令和８年９月18日15時まで（開札時持参のこと。）

⑸　開札の日時及び場所　令和８年９月18日15時から株式会社日本貿易保険５階大会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。

⑶　入札者に求められる義務　この入札に参加を希望する者は、株式会社日本貿易保険の交付する調達仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。また、株式会社日本貿易保険から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した適合証明書は、採用し得ると判断した適合証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　株式会社日本貿易保険において作成した予定価格の範囲内で、株式会社日本貿易保険が入札説明書で指定する要求項目のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした者の中から、株式会社日本貿易保険が定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。また、入札説明書の交付及び入札説明会への出席を希望する者は、株式会社日本貿易保険のホームページ（https://www.nexi.go.jp）に掲載した所定の機密保持誓約書の様式に必要事項を記入し、会社の代表者印を押印の上、提出すること。

5　Summary

⑴　Contracting entity : Atsuo Kuroda, Chairman and CEO, Nippon Export and Investment Insurance (NEXI)

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Development and Maintenance of the Export Insurance Portal System 1 set

⑷　Fulfillment period : refer to the tender documentation.

⑸　Fulfillment place : refer to the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Party who does not fall under the following clauses ① and ②.

①　Party who does not have the faculty to conclude contract concerned or does not acquire rehabilitation by the bankrupt except minors, persons under conservatorship or persons under assistance who obtain the consent necessary for concluding contract concerned.

②　Nippon Export and Investment Insurance may preclude any party who is deemed to fall under any one of the following descriptions from participation in tendering for two years from the date of the occurrence of the action described in the following respective items. The same shall apply to those who hire any party as an agent, manager or employee.

ⅰ）　Party who intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract ;